

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について
(違法鯨肉の所持販売等の禁止・DNA登録の義務化等)

本日(4月20日)、国内におけるひげ鯨等の流通の透明化等を図り、もって鯨類資源のより適正な管理に資するため、「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令」が制定、公布された。その概要は以下のとおり。

記

1 改正の趣旨

国際捕鯨取締条約により商業目的の捕獲が禁止されている鯨類(以下「ひげ鯨等」という。)について、現在、当該条約を担保するための国内法上の措置として、許可の発給をしないこと(大型捕鯨業及び母船式捕鯨業)、許可に付した制限条件によるひげ鯨等の捕獲の禁止(小型捕鯨業)による実態上の規制のほか、特定の漁具(もり)、漁法(追込網)によるひげ鯨等の捕獲の禁止により対応してきたところである。

最近の国際捕鯨委員会(IWC)では、ひげ鯨等の違法捕獲の存在根拠として我が国における捕獲禁止ひげ鯨等の流通が取り上げられ、混獲されたひげ鯨等の一部の流通が、これを助長しているとの指摘もなされている。また、IWCにおける鯨類資源管理のための一つの情報としてひげ鯨等の混獲データが利用されることとなり、我が国のひげ鯨等の混獲の適正な管理が求められている。

このような状況の中で、鯨類管理適正化検討会(座長:鹿児島大学教授松田恵明)の検討結果(本年3月)を受け、今般、混獲されるひげ鯨等について合理的かつ透明性の高い利用の観点なども踏まえた一定の規制を行い、併せてひげ鯨等の密漁、密輸の誘発を防止する対策を講じることによりひげ鯨等の管理の適正化を図ることとした。

2 改正の概要

(1) ひげ鯨等の捕獲等の禁止(違法捕獲鯨類の所持・販売等の禁止)

ひげ鯨等の捕獲は、捕鯨業で捕獲する場合を除き、漁具、漁法等の如何に関わらず禁止することとした。ただし、例外的な取扱いとして農林水産大臣が別に定める漁業(定置漁業)による混獲の場合にあっては、混獲の報告を義務づけるとともに、(3)のDNA分析を行うこと等を条件として、捕獲禁止の適用を除外することとし

た。

また、ひげ鯨等の捕獲の禁止の実効を確保し、違反を抑止するため、違法に捕獲したひげ鯨等の販売、販売目的での所持及び加工を禁止することとした。違法の捕獲されたひげ鯨等と知りつつ譲受けた者も、同様に販売等を禁止することとした。

(2) 混獲されたひげ鯨等の処理の制限(報告・DNA分析義務)

混獲されたひげ鯨等については、放流、埋設等の場合を除き、DNA分析を行う(DNA登録)ことを義務付け、併せて、処理の状況(DNA分析状況等)について報告の義務を課すこととした。

また、混獲されたひげ鯨等について、DNA分析を行わず販売、販売目的での所持又は加工することについては、違法に捕獲されたひげ鯨等と同様に禁止することとした。

(3) 歯鯨をとる漁業の禁止(いるか漁業の管理の適正化)

捕鯨業を営む者以外の者は、ひげ鯨等以外の歯鯨(いるか類)をとることを目的とする漁業を営むことを禁止することとした。ただし、農林水産大臣が定める種類の歯鯨(いるか類)をとることを目的とする漁業を、都道府県知事の許可を受けて営む場合は、これを除外することとした。

(4) 罰則の整備

上記の実効を確保し、違反を抑止するため、所要の罰則(懲役又は罰金)を適用することとした。

(5) 施行日

平成13年7月1日から施行(適用)。(3)のいるか漁業を知事許可に限定することについては、平成14年4月1日から施行。